



平成17年1月1日

## 第17号

財団 法人 川崎市シルバー人材センター  
川崎市川崎区堤根34番地19  
電話 044(222)1550



星野 岚義 氏撮影（北部事務所会員）

## 新年のごあいさつ

理事長 蟹江徹也

明けましておめでとうございます。  
お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

景気回復の兆しが見られながら、実感が湧かない昨今の社会情勢の中にあって、当センターの事業は、会員・発注者・行政など多くの方々に支えられ順調に推移しております。これも会員の皆様が永年培われた豊富な知識経験を生かした誠実な仕事ぶり、発注者の温かいご理解ご協力、更には行政の多大なご支援、ご指導等々関係者の方々のご尽力の賜物と感謝しております。

春三月には、待望の北部事務所も竣工します。本年も引き続き増大する会員への就業機会の創出、就業システムの改革を始め、シルバー人材センター事業の益々たる発展をめざし、役職員一丸となつて取り組んで参りますので、関係者の皆様方の尚一層のご支援ご協力をお願い致しますと共に、皆様の更多幸を心からお祈り申し上げます。

## 安全・適正就業委員会の設置が決まる

安全・適正就業委員会等の設置に向けての取り組みについては、前号の「シルバーニュースかわさき特集号（平成十六年九月）」でお知らせしましたが、安全・適正就業委員会要綱等が平成十六年十二月一日に施行になり、今年度中に第一回目の委員会が開催される予定です。今回はその概要について、お知らせいたします。

### 【安全・適正就業委員会の設置】

- 会員が健康で安全・適正に働くことができるための実施計画の策定をします。
- 就業上の事故分析と事故防止対策の策定をします。
- 構成メンバーは、常務理事、総務部長、事業企画部長、主幹、事務所長、会員（各事務所二名）で任期は二年です。
- 事務所安全・適正就業対策会議の設置
- 安全・適正就業にかかる実施計画を策定し、推進するために各事務所に事務所安全・適正就業対策会議を設置します。
- 会員の就業における事故防止のための措置について推進します。
- 会員の健康及び就業の安全・適正のための教育を推進します。
- 対策会議の構成メンバー（対策員）は、事務所長、事務所職員、委員会会員委員、会員（二名以上）で任期は二年です。

当センターは、一人でも多くの会員のために、就業機会の提供に努力するところですが、会員の方々のご協力も併せてよろしくお願い申しあげます。

○対策員は会員の就業現場の巡回指導を実施し、安全・適正就業の指導・点検に努めます。

委員会の委員及び対策会議の対策員は、会員の方もメンバーに入っています。会員の皆様方は、安全・適正就業を自らの課題としてとらえ、仕事に励まれるようお願い致します。

## 平成十六年度事業上半期報告

### 事業実績、順調に伸びる

当センターの平成十六年度上半期（四月～九月）の事業実績は、公共、企業、個人の各部門とも順調な伸びを示しております。契約金額は

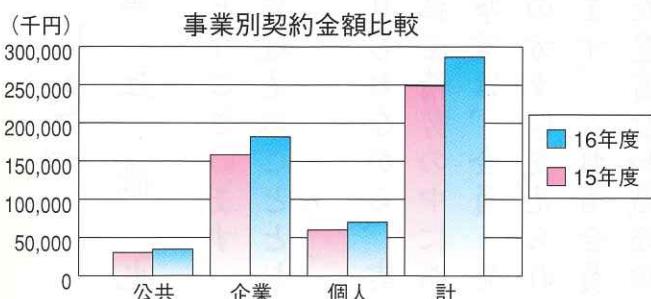
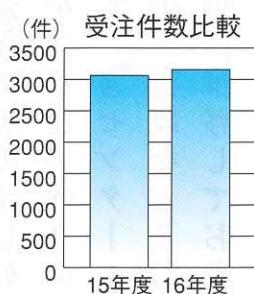
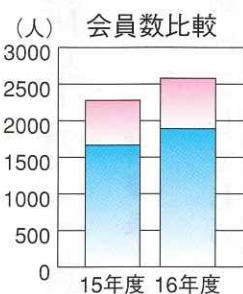
二億八千六百四十二万円で、昨年の同期に比較しまして、三千四百七十二万円、十三・八%、受託件数は三千百五十七件で、九十五件、三・一%の増加となっています。

会員数は二千五百八十九人で三百十一人、三・七%の増加となっています。

これは、川崎市の支援をはじめとして、市民、企業等各方面のご支援、ご協力とともに会員の皆様方の真摯な仕事ぶりが地域社会に評価されているものと思われます。

事業実績表（4月～9月）

項目		16年度	15年度	対前年比(%)
会員数 (人)	男	1,899	1,665	114.1
	女	690	613	112.6
	計	2,589	2,278	113.7
受託件数(件)		3,157	3,062	103.1
契約金額 (円)	公 共	34,573,529	30,469,462	113.5
	企 業	181,695,589	158,147,550	114.9
	個 人	70,160,656	63,086,209	111.2
	計	286,429,774	251,703,221	113.8



## 各種講習会の状況

平成十六年度は前年度に引き続き（社）神奈川県シルバー人材センター連合会主催、当センター共催により次の講習会を実施いたしました。更に当センター主催による駐輪（車）場就業会員を対象に接遇講習会も実施いたしました。

## ●技能等講習会実施状況

講習会名	場所	実施日	定員	応募者
ホームヘルパー2級	中小企業・ 婦人会館	7月28日(水) ～8月26日(木)	50名	173名
ビルクリーニング	サンライフ川崎	9月7日(火) ～9月16日(木)	25名	20名
緑樹管理(剪定)	向の岡工業高校	11月8日(月) ～11月16日(火)	25名	28名
接遇	中小企業・ 婦人会館	10月27日(水) 28日(木)29日(金)	90名	受講者 111名

## ●技能講習会のお知らせ

講習会名	場所	実施日	定員	備考
松の手入れ	○高津区役所 第3会議室  ○緑ヶ丘霊園	2月8日(火) 午前:高津区役所  午後:霊園  2月9日(水)霊園	25名	植木 就業会員

## 北部事務所の建設について

平成十六年七月発行の「シリ  
バーニュースかわさき第29号」  
でご案内しております北部事務  
所建設につきまして、平成十七  
年三月に竣工することになります  
した。

新事務所の所在地等は、次の  
とおりです。

なお、新事務所での業務につ  
きましては平成十七年三月十四  
日（月）開始予定です。それ以  
降現在の事務所（登戸）は閉  
鎖となりますので、ご注意くだ  
さい。

北部事務所  
【新住所】  
〒215-0021 川崎市麻生区上麻生4-56-8

## 【新電話番号】

〒215-0021 川崎市麻生区上麻生4-56-8

## 【新電話番号】

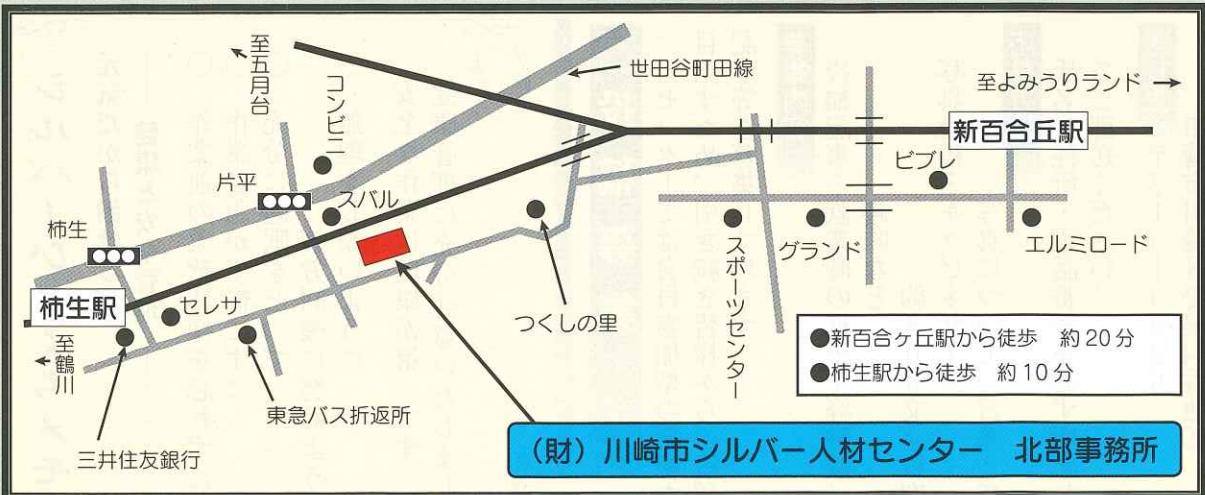
044-980-0131

【新FAX番号】

044-980-0132

※平成17年3月14日(月)より  
新事務所で業務を開始する予定です。

## 【案 内 図】





# 事務所だより

## ★南部事務所 0222-1550

### 幸区民祭 (報告)

平成16年10月17日 (日)

参加人数 11名



### ★袋田の滝日帰りバス旅行 (報告)

平成16年11月6日 (土) 参加人数 33名



今回の旅行は好天に恵まれ、優しい笑顔のバスガイドさんの案内で袋田の滝を訪れました。雄大で川幅が広く、上段から流れる滝の音が響き、心が洗われるような思いでした。昼食後、広い露天風呂に浸かりながら、八分位に色づいた素晴らしい紅葉を堪能した後、畠工芸美術館で、数々の優秀な作品を前に驚嘆しました。そして茨城を後にし、素敵な東京の夜景を眺めながら帰路につきました。

報生者 木村 勇会員

市民からの就業依頼や就業相談にあたった他、会場を訪れた市民に、会員が手分けをして、啓発物品のティッシュやパンフレットを配布しました。

今年度は区民祭を「就業機会創出の場」として位置づけ、センターパーのPR活動を行いました。

## ◆宝寿会「新年会」開催のお知らせ

開催日時：平成十七年一月四日（金）午後五時三十分より

申込方法：南部事務所へ直接申し込んでください。

開催場所：香港料理「迎賓」（旧金春）

参加費用：三千八百円

申込締切：平成十七年一月一十五日（火）

会を行いますので、奮ってご参加下さい。

新年会の「ご案内」は事務所に置いてあります。

## ★中部事務所 0822-5031

### ★宮前区民祭 (報告)

平成16年10月17日 (日) 参加人数 15名



## ◆北部事務所からのお知らせ

### ★あさお区民まつり (報告)

平成16年10月10日 (日) 参加人数 20名



前日、台風の影響により、各参加団体の準備が遅れている中で、当センターは早朝よりお手伝い頂いた会員皆様のご協力により、PR用パンフレット・配布用ティッシュペーパーの準備が順調に進みました。用意した二千個のティッシュは午前・午後の二回に分けて配布し、活発なPR活動を行ないました。前回の参加より会場を訪れる市民の反応が良く、センターの事業について多くの質問が寄せられました。当日ご協力頂きました会員の皆様、ありがとうございました。

行事運営委員会主催による忘年会が十二月十七日（金）酒蔵十字屋で行われ、六十三名の会員が参加しました。

## ★北部事務所 0922-2681

### ★忘年会 (報告)

平成十六年九月実施した「旅行会」をもつて、長年にわたりご協力頂きました北寿会役員の皆さんの任期が満了となりました。

現在、北寿会の運営にご協力頂ける会員の方がおらず、今後予定している各種親睦行事の開催が大変厳しい状況です。そこで、平成十七年度以降の北寿会の運営に興味のある方を募集いたします。この機会に日頃、会員間の親睦等に関心がある方・行事の企画、計画などに参画を希望される方、奮ってご応募ください。会員の皆さんのご連絡をお待ちしています。

### 北寿会年間行事【予定】

- ①お花見 四月初旬
- ②納涼会 七月八月
- ③旅行会 九月十月
- ④新年会 一月

行事運営に興味のある方は事務所迄お電話下さい。

## 事務局通信

平成16年中にセンターで仕事をされた会員の方全員に「配分金支払証明書」を送付いたしますので、所得税の確定申告の際に使用してください。「配分金」の所得税法上の取扱いについては、次のとおりとなります。

シルバー人材センターから支払われる配分金は、所得税法上「雑所得」となり、原則的に確定申告が必要になります。

ただし、平成16年中の収入が配分金のみの場合、配分金額が一〇三万円以下「老年者（注1）に該当する方は一五三万円以下」の方は、税務署に確定申告する必要はありません。

なお、配分金が一〇三万円を超える方は、扶養親族・控除対象配偶者に該当しなくなりますので、ご注意下さい。

また、平成16年中の収入が配分金と公的年金の場合、下の速算表で算出した公的年金の雑所得の額と、配分金から六五万円（注2）を差引いた額の合計金額が三八万円以下「老年者に該当する方は八八万円以下」の方も、税務署へ確定申告する必要はありません。

しかし、平成16年中に配分金と公的年金以外に他の収入がある場合は、税務署に確定申告する必要があるかどうかは計算しないとわかりませんので、最寄りの税務署にお尋ねください。

（注1）昭和15年1月1日以前に生まれた方で、合計所得が一〇〇〇万円以下の場合は配分金の額

[平成16年分公的年金等に係る所得金額の速算表]

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額の合計額 A		公的年金等の雑所得の額
65歳未満の方 (昭和15年1月2日以降に生まれた方)		130万円未満	A-700,000(赤字は0)
	130万円以上	410万円未満	A×0.75 - 375,000
	410万円以上	770万円未満	A×0.85 - 785,000
	770万円以上		A×0.95 - 1,555,000
65歳以上の方 (昭和15年1月1日以前に生まれた方)		260万円未満	A-1,400,000(赤字は0)
	260万円以上	460万円未満	A×0.75 - 750,000
	460万円以上	820万円未満	A×0.85 - 1,210,000
	820万円以上		A×0.95 - 2,030,000

※税務署確定申告の必要がない場合でも、住民税の申告が必要となる場合がありますので、その際は各区役所までお問い合わせください。

### 問合わせ先

川崎南税務署	☎ 555-7931 (仮庁舎)
川崎北税務署	☎ 852-3221
川崎西税務署	☎ 965-4911

### ○平成17年 配分金支払日一覧表○

1月21日(金)
2月15日(火)
3月15日(火)
4月15日(金)
5月19日(木)
6月15日(水)
7月15日(金)
8月15日(月)
9月15日(木)
10月17日(月)
11月15日(火)
12月15日(木)

※ 配分金とは、シルバー人材センターで就業した会員へ月縮めで支払われる報酬のことです。平成17年の配分金支払日は右の表のとおりです。1月・5月は連休明けのため、通常の配分金支払日とは異なりますので、ご注意下さい。

会員が指定した川崎信用金庫又は郵便局の口座へ働いた月の分を、翌月の配分金支払日に、センターから振り込みます。

**編集後記**

昨年は記事の充実を図るため、用紙の大きさをA4版へ統一しました。また、次号から「シルバーニュースかわさき」と「シルバーかわさき」と二種類あつた名称を一つにして「シルバーかわさき」として発行することになりました。今後も試行錯誤しながら、より充実した会報を作つて参りたいと思いますので、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

明けまして  
おめでとうございます

平成十七年が、皆様に  
とつて良い年となる  
ことを祈念しております。  
今年も宜しくお願いします。

職員一同